賛助会員等に関する規程

（総　則）

第１条　この規程は、一般財団法人非営利組織評価センター（以下「この法人」という。）の賛助会員について定める。

２　本規程はこの法人の理事会の議決により効力が発行する。

（会員の定義と種別）

第２条　賛助会員は本法人の活動理念や事業コンセプトに賛同し、この法人の発展に賛助する法人・個人は賛助会員として入会することができる。

（入会）

第３条　賛助会員（以下「会員」という）として入会しようとする法人・団体および個人は別に定める入会申込書ならびに関連参考資料により理事長に申し込むものとする。

２　会員の入会は、所定の申込情報の審査を経て入会が認められる。

（退会）

第４条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）理事会の議決により除名されたとき。

第５条　前条２号の除名を議決するには、次に掲げる各号のいずれかに該当するに至った場合に限られ、議決に先立ち弁明の機会を与えなければならない。

（１）この規程に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（３）その他、除名すべき正当な事由があるとき

（会費）

第６条　会員はこの法人の事業活動に賛同し、その活動を支援するために「附則」に定める所定の年会費を支払う。

第７条　既納の年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

（会員の管理）

第８条　会員の情報はこの法人の事務局が管掌する。

２　会員の個人情報および法人・団体の情報は法令及びこの法人の規定に従って適切に管理するものとする。

（会員の年間会費等）

第９条　会員は年度ごとに以下の金額を１口として任意の口数を選択して支払うものとする。年度途中の入会による金額変更は行わない。

２　会費は、この法人の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員資格を得るものとする。

３　会員資格を有する期間は、会費納入した日から１年間とする。

（１）個人会員　　　　 一口12,000円/年とし、一口以上

（２）法人・団体会員　 一口50,000円/年とし、一口以上

４　会員は１年ごとの更新とし、第４条に定める資格喪失が無い場合は継続して会員資格を得るものとする。

本規程は2017年3月14日から施行する。